

# 入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）／入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）適温にて提供しております。また、一般食を食べている患者様を対象に、週 4 回（火・水・木・金）朝食と夕食に選択メニューを実施しております。治療上、選択メニューを実施できない場合もありますのでご了承ください。

栄養管理科

## 入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢	標準負担額(1食当たり)	
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	510円	
		●(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ(※1)	●過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		●過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	●低所得者Ⅰ(※2)	110円	

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

令和7年4月1日